

地域課題解決支援事業支援業務仕様書

1 業務目的

本市では、市民の利便性や快適性を向上させるため、公民学連携による多様な取組みを推進している。地域課題解決支援事業は、市民サービスの向上や、イノベーションによる新たなビジネスの創造を目的として、市民ニーズや地域が抱える課題を市が提示し、市と民間事業者等が協働で実証実験（協働事業）を実施するものである。

本事業を効果的・効率的に行うため、課題解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援、実証実験（協働事業）におけるファシリテートの補助及びプロジェクト管理を的確に行う。

2 業務期間

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

3 事業スケジュール（予定）

令和6年3月：地域課題の庁内ヒアリング・実証実験（協働事業）を行う課題選定

4・5月：実証実験（協働事業）を行う民間事業者等の募集・選定

6～10月：実証実験（協働事業）の実施

令和7年2月：結果振り返り

3月：次年度の地域課題の庁内ヒアリング・実証実験（協働事業）を行う課題選定

4 業務内容

本事業では、実証実験（協働事業）として庁内で課題を募集し、3件を選定する。3件について、協働で取り組む民間事業者等の募集・選考を行い、3件の実証実験（協働事業）のファシリテートの補助及びプロジェクト管理を行うものとする。

また、市職員が公民学連携の取組みを進めるにあたっての人材育成の取組みを行うものとする。

事業の実施にあたっては、以下に定める事項を確実に行うものとする。また、受託者は、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、報告書を作成し納入しなければならない。

（1）民間事業者等の募集

本市が選定した地域課題に対し、実証実験（協働事業）実施事業者の募集を行うこと

- ・民間事業者等の応募促進につながるよう、原稿作成の支援を行うこと
- ・webマーケティング手法等を活用し、民間事業者等を広く募集すること
- ・民間事業者等向けの説明会をオンラインにて開催すること
- ・その他、民間事業者等募集のための施策を実施すること

- ・応募事業者の属性や流入経路などの分析を行うこと
- (2) 応募事業者の選考
 - 地域課題と応募事業者のマッチング・選考を補助すること
 - ・書類審査、面接の補助を行うこと
 - ・応募事業者との連絡・調整を行うこと
- (3) 実証実験（協働事業）のファシリテートの補助
 - 担当部署と実証実験（協働事業）を行う事業者等のファシリテートは、基本的には市の職員が行うが、取組みの成果があがるようファシリテートの補助及び取組み支援を行うこと
 - ・全体のプロジェクト管理を行い、運営事務局内のミーティングで定期的に確認すること（月1～2回程度を想定）
 - ・実証実験（協働事業）の取組み内容について、市民ワークショップ等市民参画の機会を設定し、事業の効果検証に活かすこと
- (4) 本事業の広報支援
 - 実証実験の取組みを市民や事業者等に広く知らせるため、SNSやプレスリリース等、幅広い広報活動の支援を行うこと
- (5) 職員の育成支援
 - 市職員が民間事業者等との実証実験（協働事業）を通して、公民学連携のスキルが向上するよう研修等育成・支援を行うこと
- (6) 次年度に向けた事業方針策定支援
 - 実証実験（協働事業）実施事業者と担当課、事務局担当課と共に事業の振り返りを行い、次年度以降の事業方針策定の支援を行うこと
- (7) 事務局定例ミーティングの実施
- (8) 募集課題の選定
 - 専門的観点から次年度の地域課題のヒアリング、課題の整理、課題の選定を補助すること
- (9) その他、附随する業務
- (10) 事業報告書の提出（電子データ及び印刷物1部、令和7年3月31日まで）

5 運営体制

- (1) 受託者は本事業を遂行するために十分な人員体制を準備すること
- (2) 受託者は本事業のリーダーとなるプロジェクトマネージャを1人設置する
- (3) プロジェクトマネージャは、民間事業者、スタートアップ事業及びIT・テクノロジー分野、自治体運営に精通するものとする

6 本事業実施における条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、

受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (2) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、マッチングした民間事業者等が作成した成果品は、市と民間事業者等間における覚書の規定に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守すること。
- (5) 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint を使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

7 その他

実証実験(協働事業)にあたっては、市から取組みを行う民間事業者等に上限 50 万円の補助金を支給し実施するものとする。